

瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）で定めるがけ地近接等危険住宅移転事業の実施に際し、危険住宅を移転する者に対して予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民の生命の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 瀬戸市内に所在する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの。)を含む。
- (2) 危険区域等 次のいずれかに該当する区域又は敷地とする。
 - ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条により愛知県知事（以下「県知事」という。）が指定した土砂災害特別警戒区域
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項により県知事が愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第49号。以下「県条例」という。）第3条第1項の規定により指定した災害危険区域
- (3) 危険住宅 危険区域等に所在する住宅（当該区域内外にわたる場合を含む。）で、危険区域等に指定されたことにより建築基準法第3条第2項に規定する既存不適格となった住宅

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助金交付対象者」という。）は、法人を除く次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 危険住宅に居住する者で、かつ、当該住宅が危険住宅となる以前から居住している者（以下「危険住宅以前居住者」という。）又は危険住宅以前居住者から相続により当該住宅の所有者の地位を継承した者（継承する予定の者を含む。）であること。ただし、当該住宅の所有者でないときは、所有者の同意を得た者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有しない者
- (4) 暴力団員でない者

(補助金交付対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる建物（以下「補助金対象住宅」という。）は、危険住宅のうち、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法の規定に反していないもの

(2) 当該住宅等及びその敷地において、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金及び瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付を受けていないもの

(3) 次条に規定する補助の対象となる事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けていないもの

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金交付対象者が行う危険住宅の移転とし、次の各号の全てを満たすものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(1) 当該危険住宅の所在する区域について、当該危険性が大幅に軽減されるような急傾斜地崩壊防止工事、地すべり防止工事等の事業が施行（予定を含む。）されていないこと。

(2) 移転先は瀬戸市内とし、危険区域等でないこと。

(3) 危険住宅は、除却すること。

(4) 第8条の規定による申請をした日の属する年度の1月31日までに当該事業を完了すること。

(補助の内容及び限度額)

第6条 補助の内容及び限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条の規定による申請をしようとする日の属する年度の前年度の8月末日までに瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金事前相談書（第1号様式）に別表第2に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第8条 申請者は、補助対象事業に着手する前に瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書（第2号様式）に別表第3に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(着手の届出)

第10条 交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは、瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業着手届（第5号様式。以下「着手届」という。）を交付決定通知書の通知の日から起算して30日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による通知を行った後、必要に応じて職員を現場に立ち入らせることができる。

(地位の承継)

第11条 交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の地位の承継を受けようとする者（以下「承継人」という。）が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長へ届け出ることができる。

2 交付決定者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人が交付決定の内容で補助事業を行う意思があるときは、市長へ届け出ることができる。

3 交付決定者は、前2項の場合を除き、当該補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

4 第1項及び第2項に規定する届出は、瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業地位の承継届（第6号様式）によるものとする。

(補助事業の変更)

第12条 交付決定者は、交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更する場合は、補助事業の変更箇所に着手する前に瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業変更承認申請書（第7号様式）に別表第4に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の額に変更を伴わず、市長が軽微な変更内容と認めたときは、瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業変更届出書（第8号様式）に別表第4に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業変更承認通知書（第9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に遂行することが困難になったときは、速やかに瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業遅滞等報告書（第10号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（第11号様式）により申請者に指示するものとする。

(補助事業の取りやめ)

第13条 交付決定者は、補助事業の廃止又は中止をしようとするときは、速やかに瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業取りやめ届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告等)

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過する日までに瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業完了実績報告書（第13号様式。以下「完了実績報告書」という。）に別表第5に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、完了実績報告書の提出があったときは、職員にこれを検査し、必要に応じて現場に立ち入らせることができる。

3 市長は、前項に規定する検査により不備が判明したときは、瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業検査結果不備事項通知書（第14号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査し、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業完了確認通知書（第15号様式。以下「完了確認通知書」という。）を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第16条 完了確認通知書を受けた交付決定者（以下「確定通知者」という。）は、通知を受けた日から起算して5日を経過する日までに瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付事業補助金支払請求書（第16号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 市長は、交付決定者及び確定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第10条第1項に定める期日までに、着手届が提出されなかったとき。
- (4) 第14条第1項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助対象経費	補助事業の内容	補助限度額	補助率
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	移転を行うものに対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	1戸当たり975千円を限度とする。	10分の10
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費（建物助成費）	移転を行うものに対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。	10分の10

別表第2（第7条関係）

提出書類	危険住宅及び移転先住宅の位置図	
	危険住宅の建設年及び建物が住宅であることを証明するものとして次のいずれかの書類 ア 建築確認通知書の写し又はこれと同等のもの イ 検査済証の写し又はこれと同等のもの ウ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）の写し	

別表第3（第8条関係）

提出書類	申請者の住民票	
	危険住宅移転事業（変更）実施計画書	別紙
	危険住宅の評価証明書（対象家屋に係るもの）又は登記事項証明書の写し	
	案内図（危険住宅の位置及び移転先の敷地を表示したもの）	
	危険住宅の写真	
	移転先敷地の写真（中古住宅又は建売住宅を購入する際は建物の写真も含む。）	
	移転先住宅の配置図、各階平面図	
	移転先住宅の確認済証（新築する場合）	
	誓約書	第3号様式
	見積書（業者名及び押印のあるものに限る。）	
	金融機関等が作成した借入利子相当額の計算表	
	所有者の同意書（居住者と所有者が異なる場合）	
その他市長が必要と認める書面		

別表第4（第12条関係）

提出書類	危険住宅移転事業（変更）実施計画書	別紙
	変更後の見積書（業者名及び押印のあるものに限る。）	
	その他市長が必要と認める書面	

別表第5（第14条関係）

提出書類	危険住宅の除却	危険住宅の除却写真（工事中及び完了時が確認できるもの）	
		除却工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）	
		工事請負契約書の写し	
	危険住宅に代わる住宅の建設	移転先の住宅の写真（工事を伴う場合とし、工事中及び完了時が確認できるもの）	
		移転先住宅の建設・購入に関する契約書の写し	
		融資契約書及び借入金利子相当額の計算表	
		移転先の住宅を新築した場合は検査済証	
提出書類	その他市長が必要と認める書面		